

松江市障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松江市障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業（障がい者（障がい児を含む。以下同じ。）が、通勤・通学等のために松江市コミュニティバス、安来市広域生活バス（イエローバス）及び雲南市民バス（大東松江乃木線）を利用する際にかかる費用に対し助成することをいう。以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって障がい者の移動支援と社会参加の促進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者手帳所持者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者をいう。
- (2) 就労・就学先 障がい者が就労する事業所若しくは就学する学校又は通所する障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センターその他日常的に通う必要のある場所をいう。
- (3) 通勤・通学等 障がい者が居住する住居等から就労・就学先へ通うことをいう。
- (4) 定期券 公共交通機関が一定期間を区切って発行する松江市コミュニティバス等の乗車券で、通勤・通学等のために最も経済的かつ合理的と認められる経路を利用したものをいう。

（助成対象者）

第3条 事業により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 松江市内に居住し、住民登録を有する者

(2) 障がい者手帳所持者

(3) 通勤・通学等に松江市コミュニティバス等を利用している者

2 前項の規定にかかわらず、松江市に住民登録を有しない者であっても、別に定める特別の理由がある者については、事業の対象者とする。

(助成対象経費等及び助成額)

第4条 助成対象経費は、次のとおりとする。

(1) 平成24年4月1日から令和8年3月31日までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)

(2) 令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢ー安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満75歳未満の者にあっては、福祉サービスの適用を受け5割減額後の額で購入したものに限る。)。

(3) 令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に、助成対象者が雲南市民バス(大東松江乃木線に限る)の定期券購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)。

2 定期券の通用期間が前項の助成対象期間の前から継続し、又は期間の後に継続する場合の助成対象経費は、日割りによって計算する。

3 助成額は、前2項の規定による助成対象経費の全額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。ただし、

市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 就労・就学先から、通勤手当（それに相当する給与を含む。）、通学手当等の支給を受けている者
 - (2) 就労・就学先が用意した送迎バス等を利用して通勤・通学等をしている者
 - (3) 通勤・通学等に係る経費について、他制度による助成措置を受けている者
- (助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市障がい者（児）通勤通学等交通費助成申請書（様式第1号）に使用済となった定期券又は購入した定期券を解約していないことが分かる定期券発行者の証明書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3項第2号に規定する期間に申請を行う場合にあっては、使用中の定期券を提示し、その写しを添えて、提出しなければならない。

- 2 申請者が就労している場合は、通勤手当に関する証明書（様式第3号）を前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる申請に係る定期券の通用期間の最終日（以下「最終日」という。）の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。
 - (1) 令和8年3月1日以前 最終日から令和8年3月31日まで
 - (2) 令和8年3月2日以降 令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請にかかる書類を審査し、必要に応じて調査した結果、助成すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第 8 条 市長は、前条の決定をしたときは、助成金等交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 9 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 7 条の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付を辞退したとき。
- (2) 虚偽の申請により助成金の交付を受けていることが判明したとき。
- (3) その他市長が交付の取消しが必要と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(着手届及び完了届)

第 10 条 松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(助成金の請求)

第 11 条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金等交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 12 条 市長は、前条の請求書の提出があったときはこれを審査し、適正と認めた場合は、請求の日から 30 日以内に助成金を支払うものとする。

2 助成金は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。